

# 1. バリアフリー基本構想作成の背景と目的

## 背景と目的

わが国は、諸外国に例を見ないほど急速に高齢化が進展しており、平成 25 年（2013 年）には国民の 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となる本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、障がいのある人もない人も同じように生活し活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念や、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」といったユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

こうした中、高齢者や障がいを持つ方等の自立した日常生活及び社会生活を営むことのできる都市環境を整備することが求められており、国においてはユニバーサルデザインの考え方に基づく国土交通行政を推進するため、平成 17 年度に「ユニバーサルデザイン政策大綱」を策定しました。そして、従来の交通バリアフリー法（高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）とハートビル法（高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）を統合したバリアフリー新法（高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）が平成 18 年 12 月 20 日に施行され、まちの一体的なバリアフリー化を一層進めていく制度が確立しました。

静岡市においても、平成 14 年に「静岡駅周辺地区」、平成 16 年に「東静岡駅周辺地区」の交通バリアフリー基本構想を策定し、平成 21 年には「静岡市ユニバーサルデザイン基本計画」を策定するなど、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを推進しています。

こうした取組みを継続・市全域に広げていくため、政令指定都市の新たな交通拠点となる安倍川駅周辺地区を対象にバリアフリー新法に基づく基本構想を策定し、市の将来都市像である「誰にも安全で安心なまちづくり」の実現を目指すことを目的とします。